

●令和4年度概算保険料申告書（保険関係成立）の記載方法等について

令和4年度においては、令和4年4月1日から同年9月30日までの雇用保険率と令和4年10月1日から令和5年3月31日までの雇用保険率が異なります。

(雇用保険率の内訳については、P15「雇用保険率表」をご覧ください)

概算保険料申告書を記入するに当たっては、「⑫ 保険料算定基礎額の見込額」(雇用保険分)及び「⑭ 概算・増加概算保険料額」(雇用保険分)を算出する基礎として、「労働保険 概算・増加概算・確定保険料(雇用保険分)算定内訳」をご活用ください。



(下記URLまたは「労働保険関係各種様式」で検索してください)

<URL><https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

労働保険 概算・増加概算・確定保険料(雇用保険分)算定内訳

「算定期間」欄

保険関係が成立した日から令和5年3月31日までの期間を記入してください。
なお、令和4年10月1日以降に保険関係が成立した事業については、令和4年4月1日～令和4年9月30日の区分(適用期間)に対応する各欄は記載しないでください。

※概算・確定保険料・一般拠出金申告書(事業主控)と一緒に保管してください。

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

①区分(適用期間)		算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日		
		②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算(増加概算・確定)保険料額
令和4年4月1日)	雇用保険分	(イ)	(ハ)1000分の	(ホ)
令和4年9月30日		15,440	9.5	146,680
令和4年10月1日)	雇用保険分	(ロ)	(ニ)1000分の	(ヘ)
令和5年3月31日		15,440	13.5	208,440
合計	雇用保険分	(イ)+(ロ) 30,880 申告書⑫欄(ホ)へ転記 千円		(ホ)+(ヘ) 355,120 申告書⑭欄(ホ)へ転記 円

※②欄の(イ)、(ロ)の端数は切り捨てる。

※④欄の(ホ)、(ヘ)の端数は切り捨てず、(ホ)+(ヘ)の端数は切り捨てる。

「② 保険料算定基礎額」欄

(イ)、(ロ)については、各「①区分(適用期間)」欄の適用期間中に使用する予定の労働者に係る賃金総額の見込額を、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

(イ)+(ロ)については、(イ)及び(ロ)に記入した場合はその合計額を、(ロ)のみに記入した場合はその額を記入します。

「③ 保険料率」欄

各「①区分(適用期間)」欄の適用期間中の雇用保険率を記入してください。(P15「雇用保険率表」を参照)

「④ 概算(増加概算・確定)保険料額」欄

(ホ)、(ヘ)については、②保険料算定基礎額に、③保険料率を乗じて得た額を、1円未満の端数を切り捨てずに記入します。

(ホ)+(ヘ)については、(ホ)及び(ヘ)に記入した場合はその合計額を、(ヘ)のみに記入した場合はその額を、1円未満の端数を切り捨てて記入します。

⑭ 概算・増加概算保険料額欄
(労災保険分)

⑮ 保険料算定基礎額の見込額欄
(雇用保険分)

⑯ 延納の申請欄
納付すべき概算保険料が40万円(労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあつては20万円)以上で、延納を希望する場合は、保険料の納付回数を入力します。
延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額は1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。

⑰ 保険関係成立年月日欄
保険関係が成立した年月日を記入します。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

0123456789

令和4年 4月 15日

32700

13101304711-000

10 9

区分	令和4年4月1日から	令和5年3月31日まで
労働保険料		457405
労働保険分	34095	102285
雇用保険分	30880	355120
一般拠出金		1

6000012070001

457405

卸売業・小売業

令和4年4月1日

100-XXX 03 XXXX-XXXX

東京都千代田区霞が関1-X-X

株式会社カスミ商店

代表取締役 千代田カスミ

領収済通知書

0123456789

30840

13101304711-000

04

100-XXXX

東京都千代田区霞が関1-X-X

株式会社カスミ商店

〒102-8307

千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎12階

⑫ 保険料算定基礎額の見込額欄
保険関係成立の日から保険年度末(令和5年3月31日)までの期間内に支払う賃金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。
(雇用保険分)
(労働保険分) 概算・増加概算・確定保険料(雇用保険分) 算定内訳の「②欄の(イ)+(ロ)」から転記します。

⑭ 期別納付額欄
各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。
概算保険料額(⑭欄の(イ)の額)を⑮の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して⑭欄の(イ)の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数がなくなった額を2期分、3期分(納付回数が2回の場合は2期のみ)を⑭欄の(チ)、(ル)のそれぞれの該当欄に記入します。

⑰ 加入している労働保険欄
労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労災保険のみに加入しているときは(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは(ロ)を○で囲みます。

雇用保険適用事業所設置届

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 事業所番号

帳票種別 1. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

下記のとおりに届けます。
 飯田橋公共職業安定所長 殿
 令和 4年 4月 8日

2. 事業所の名称 (カタカナ)

事業所の名称〔続き (カタカナ)〕

3. 事業所の名称 (漢字)

事業所の名称〔続き (漢字)〕

4. 郵便番号

5. 事業所の所在地 (漢字) ※市・区・郡及び町村名

事業所の所在地 (漢字) ※丁目・番地

事業所の所在地 (漢字) ※ビル、マンション名等

6. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

市外局番 市内局番 番号

7. 設置年月日

(3 昭和 4 平成 5 令和)

元号 年 月 日

8. 労働保険番号

府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号2

※ 公共職業安定所 記載 欄

9. 設置区分 (1 当然) (2 任意)

10. 事業所区分 (1 個別) (2 委託)

11. 産業分類

12. 台帳保存区分 (1 日雇被保険者のみの事業所) (2 船舶所有者)

13. 事業主	(フリガナ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	トウキョウト チヨダク カスミガセキ 東京都千代田区霞が関1-X-X		17. 常時使用労働者数	10人
	(フリガナ) 名称	カブシキガイシャ カスミシヨウテン 株式会社カスミ商店		18. 雇用保険被保険者数	一般 9人 日雇 人
	(フリガナ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	ダイヒョウトリシマリヤク チヨダカスミ 代表取締役 千代田 カスミ		19. 賃金支払関係	賃金締切日 25日 賃金支払日 当 翌月末日
14. 事業の概要 (漁業の場合は漁船の総トン数を記入すること)	卸売業・小売業			20. 雇用保険担当課名	総務課 人事・給与係
15. 事業の開始年月日	令和 4年 4月 1日	※ 事業の 16. 廃止年月日	令和 年 月 日	21. 社会保険加入状況	健康保険 厚生年金保険 労災保険
備考	※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者				

(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

